

## ⑰長良川鵜飼漁（岐阜県重要民俗文化財 小瀬・池尻）

鵜飼は鵜を操る伝統漁法で、鵜は鵜匠の「ホウホウ」という掛け声に励まされ、鮎を捕まえます。毎年5月11日から10月15日まで行われています。

鵜飼の歴史は古く、中国の歴史書によれば7世紀には行われていたことがわかります。美濃では美濃国各牟郡中里（現在の各務原市）の大宝2年（702年）の戸籍に「酒人部意比」の妻「鵜養部目都良売」の名があるのが最も古い史料です。室町時代ごろから小瀬と長良（岐阜市）に鵜飼が定着するようになり、近世には尾張徳川家の庇護を受け、明治以降は県・市、宮内庁など行政の保護を受け、その技術の伝承が図られてきました。

また、小瀬と長良の鵜匠は日本で唯一「宮内庁式部職鵜匠」という官職を持ち、1シーズンに8回の御料鵜飼を行います。捕れた鮎は、翌日の朝までに皇室に献上されます。



# 関の文化財探訪

その10

関の「文化財」を紹介します。

照会先 文化財保護センター ☎46-2313

## ⑱鵜匠の家屋（関市指定文化財 小瀬）

鮎之瀬橋南橋詰の鵜飼観覧船発着所のすぐ近くにある足立陽一郎鵜匠の家屋です。母屋、鳥家、土蔵、中庭からなり、母屋は東海地方に特徴的にみられる「鳥居建」となっており、間取りは「三間取り広間形式」と呼ばれる構造になっています。古い建築様式を残し、江戸時代中期の庄屋階級の家屋と考えられます。中庭には鵜を飼育するための池があり、鵜に水浴びをさせたり、給餌、訓練などが行われます。

母屋、鳥家、土蔵、中庭から成る建物空間は鵜匠が鵜と共に生活できるようになっています。鵜飼文化が生んだ独特の建物配置を残すものとして非常に重要であり、平成18年6月6日に関市の文化財指定を受けました。

### 豆知識

鳥居建——大黒柱をもたず、2本の主柱に梁を渡す構造をもつ家屋。この形が鳥居のような形になっていることが由来。

【アクセス】 関市自主運行バス関板取線「小瀬遊船前」下車、北へ徒歩3分  
国道156号線・小瀬6番町交差点を西へ行き、小瀬北交差点を北へ曲がりすぐ